

証券コード 7691

2020年11月5日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番1号
C C h a n n e l 株式会社
代表取締役社長 森川 亮

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年11月19日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月20日（金曜日） 午前11時
2. 場 所 東京都港区三田一丁目4番1号 住友不動産麻布十番ビル4階
当社本店会議室
3. 目 的 事 項
決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件

以上

※ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.cchan.tv/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

業務の効率化を図ることを目的として、本社事務所を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都港区から東京都目黒区に変更するものであります。

また、この変更の効力は、2021年に開催される当社の第7回定時株主総会までに当社取締役会において本店移転日を決定することを条件として、当該本店移転日をもってその効力を生じるものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更後定款
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>目黒区</u> に置く。
<新設>	<u>(附則)</u> <u>2020年11月20日開催の当社臨時株主総会の決議による第3条の変更は、2021年に開催される当社の第7回定時株主総会の開催日までに当社取締役会において本店移転日を決定することを条件として、当該本店移転日をもってその効力を生じる。なお、本附則は当該定時株主総会の開催日又は当該本店移転日のいずれか早い日の経過後これを削除する。</u>

第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

当社は、2020年10月21日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社マキシム（以下「マキシム」といいます。）の全株式を、株式会社ベルーナ（以下「ベルーナ」といいます）に譲渡すること（以下「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、「2. 本件株式譲渡契約の内容の概要」に記載の株式譲渡契約（以下「本件株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。当社は、本件株式譲渡契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、2020年11月24日に本件株式譲渡を実行する予定です。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に基づき、本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

1. 子会社株式の譲渡を行う理由

C Channel グループは、これまで得意としてきた動画メディア、SNS およびインフルエンサー等を活用した女性向けマーケティングに加え、クライアントの皆様にとってインフルエンサーマーケティングのソリューションとなる「Lemon Square」を中核事業に据え、新たな時代におけるトッププラットフォームを目指しております。

マキシム社は当社グループ企業として、両社間での緊密な連携の下、様々な実例を生み出すことが出来ました。今後はより大きな枠組みの中での重要なパートナーの1社として引き続き提携しつつ、本件売却によって得られた資金を元に「Lemon Square」事業をより一層拡大してまいります。

2. 本件株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりです。なお、概要の作成にあたっては、一般的な条項、別紙その他一部の記載を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しています。

株式譲渡契約書（概要）

C Channel 株式会社（以下「売主」という。）と株式会社ベルーナ（以下「買主」という。）は、買主による株式会社マキシム（以下「対象会社」という。）の全株式（自己株式を除く。）の取得に関し、2020年10月22日付で、以下のとおり株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、対象会社及び買主の一層の発展を目指し、売主が保有する対象会社の発行済株式75株の全て（以下「対象株式」という。）を、売主が買主に対して譲渡することにより、対象会社の経営権を売主から買主に移転することを目的として締結する。

（定義）

第2条 本契約において、特段の定義を伴わずに用いられる本条各号の用語は、それぞれ本条各号

に規定する意味を有する。

① 「対象事業」とは、対象会社が本契約締結日時点において行っている事業をいう。

② 「譲渡日」とは、2020年11月24日又は売主及び買主が別途書面により合意するその他の日をいう。

(本件株式譲渡)

第3条 売主は、買主に対し、譲渡日に、本契約に規定する条件に基づき、対象株式の全部を譲渡し、買主は、売主からこれを譲り受ける（以下「本件株式譲渡」という。）。

(本件譲渡価額)

第4条 対象株式の対価は、16億5000万円（以下「本件譲渡価額」という。）とする。

(本件譲渡価額の支払)

第5条 買主は、売主に対し、譲渡日限り、売主から次条に規定する重要物品等の交付を受けることと引換えに、売主の指定する口座に振り込む方法によって、本件譲渡価額を支払う。ただし、振込手数料は買主の負担とする。

(重要物品の引渡し)

第6条 売主は、前条に規定する本件譲渡価額の受領と引換えに、以下の重要物品等を買主に引き渡す。

① 対象株式の売主から買主への譲渡を承認する旨の決議がなされたことを示す対象会社の株主総会議事録、及び本契約を承認する旨の決議がなされたことを示す売主の株主総会議事録（いずれも原本証明付写し）

② 売主の署名又は記名押印のある対象株式の売主から買主への譲渡に係る株主名簿名義書換請求書

③ 売主が対象株式の保有者として記載又は記録された譲渡日現在有効な対象会社の株主名簿

(本件株式譲渡の実行)

第7条 本件株式譲渡の実行は、譲渡日において、対象会社本社にて行う。

2 対象株式に係る権利は、前二条に定める手続の完了と同時に、売主から買主に移転する。

(売主の表明及び保証)

第8条 売主は、本契約締結日及び譲渡日（但し、別途時点が特定されているものは当該時点）において、別紙8記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(買主の表明及び保証)

第9条 買主は、本契約締結日及び譲渡日において、別紙9記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

<中略>

(クロージング条件)

第 21 条 売主は、譲渡日において、次の各号に定めるクロージング条件を充足していることを前提条件として、第 6 条に定める売主の義務を履行する。

- ① 買主が第 9 条で表明保証した事項が重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 買主が譲渡日までに遵守又は履行すべき本契約上の義務について重要な点で違反又は不履行が生じていないこと。
- ③ 買主が本件株式譲渡に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 10 条 2 項に基づいて提出した届出が公正取引委員会に受理され、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知がなされており、かつ 30 日（公正取引委員会がこれを短縮する場合は短縮された期間）の株式取得の禁止期間が経過していること。
- ④ 売主の株主総会において本契約が承認されていること。

2 買主は、譲渡日において、次の各号に定めるクロージング条件を充足していることを前提条件として、第 5 条に定める買主の義務を履行する。

- ① 売主が第 8 条で表明保証した事項が重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 売主が譲渡日までに履行又は遵守すべき本契約上の義務について重要な点で違反又は不履行が生じていないこと。
- ③ 買主が本件株式譲渡に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 10 条 2 項に基づいて提出した届出が公正取引委員会に受理され、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知がなされており、かつ 30 日（公正取引委員会がこれを短縮する場合は短縮された期間）の株式取得の禁止期間が経過していること。

<中略>

本契約締結の証として本契約書正本 2 通を作成し、売主及び買主が各自記名押印のうえ、各 1 通を保管する。

2020 年 10 月 22 日

売 主

東京都港区三田一丁目 4 番 1 号

C C h a n n e l 株式会社

代表取締役社長 森川 亮

買 主

埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号

株式会社ベルーナ

代表取締役社長 安野 清

3. 本件株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、当社が保有するマキシムの全株式をベルーナに対して、本件株式譲渡契約に定める譲渡価格（以下「本件株式譲渡価格」といいます。）で譲渡いたします。

当社は、マキシムの事業及び財務の現況並びに今後の見通しを踏まえ、独立した当事者であるベルーナとの間で協議・交渉を重ねたうえで本件株式譲渡価格の合意に至っていること等を総合的に勘案し、当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

4. 譲渡する子会社の概要

(1) 名称	株式会社マキシム		
(2) 所在地	神戸市中央区磯辺通三丁目 2 番 11 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 林 純司		
(4) 事業内容	E コマース、リアル店舗運営		
(5) 資本金	4, 000, 000 円		
(6) 設立年月日	2004 年 11 月 29 日		
(7) 大株主及び持株比率	C Channel 株式会社 100%		
(8) 当社との関係	資本関係	当社は当該会社の株式を 100%保有しております。	
	人的関係	当社取締役 3 名が当該会社の取締役 に就任しております。	
	取引関係	特筆すべき事項はありません。	
(9) 当該会社の最近 3 年間の財政状態及び経営成績			
決 算 期	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期	2020 年 3 月期
純 資 産	134, 414 千円	269, 570 千円	361, 195 千円
総 資 産	1, 245, 607 千円	1, 424, 567 千円	1, 545, 470 千円
1 株当たり純資産(円)	1, 680, 176. 74	3, 369, 634. 01	4, 514, 940. 27
売 上 高	3, 847, 554 千円	4, 912, 677 千円	5, 670, 410 千円
営 業 利 益	120, 740 千円	198, 446 千円	120, 702 千円
経 常 利 益	108, 296 千円	201, 682 千円	134, 349 千円
当 期 純 利 益	13, 396 千円	135, 156 千円	91, 624 千円
1 株当たり当期純利益(円)	167, 455. 46	1, 689, 457. 28	1, 145, 306. 26
1 株当たり配当金(円)	—	—	—

5. 譲渡先の概要

(1) 名称	株式会社ベルーナ
(2) 所在地	埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安野 清
(4) 事業内容	総合通販事業、専門通販事業、店舗販売事業

(5) 資本金	10,612 百万円	
(6) 設立年月日	1977 年 6 月	
(7) 純資産	75,965 百万円 (2020 年 3 月末)	
(8) 総資産	196,997 百万円 (2020 年 3 月末)	
(9) 大株主及び持株比率	株式会社フレンドステージアセットマネジメント 35.09%	
(10) 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

第3号議案 取締役1名選任の件

当社経営体制の一層の強化を図るため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
あずま たかし 東 貴 志 (1973年11月16日生)	2003 年 12 月 株式会社東京リーガルマインド入社 2005 年 12 月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2008 年 3 月 公認会計士登録 2020 年 3 月 当社入社 2020 年 4 月 執行役員 経営企画本部副部長 兼 経理部長 2020 年 6 月 執行役員 経理財務本部長 兼 経理部長 2020 年 10 月 執行役員 経営企画本部長 兼 経理部長(現任) 取締役候補者とした理由 東貴志氏を取締役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての豊富な知識・経験を当社の経営における適正な意思決定に生かし、ディスクロージャーの迅速化やコンプライアンスの強化を図るためであります。 (重要な兼職の状況) なし	一株

以上